

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人落語ユニバーサルデザイン化推進協会(以下「本法人」という。)の定款第2章に基づき、賛助会員(以下「会員」という)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本法人の目的に賛同し、会費(以下「会費」という)を納入する法人及び個人で、代表理事の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により代表理事に申し込むものとする。

(会員の種類及び会費)

第4条 会員は別表に定める種類により会費を納入する。

- 2 会費は年会費制とし、本法人の指定する口座に一括して振り込むものとする。
- 3 会費納入に伴う振込手数料等は、申込者が負担する。
- 4 既納の会費は、返還しないものとする。

(会員資格の有効期間)

第5条 会員資格の有効期間は、第3条の入会申し込みにより、代表理事が承認した日を入会日として、入会した月より1年間とする。

2 有効期間の満了日までに、本会から会員に対し書面等による会員継続の意思確認を行い、継続の意思表示がなされ、別表に定める年会費を納めた場合には、更に契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(報告)

第6条 本法人は、会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1)第8条退会の規定により退会した場合
- (2)第9条除名の規定により除名された場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合
- (3)会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (4)年会費の支払いを、会員資格有効期間を過ぎて3ヶ月以上滞納した場合
- (5)当法人が解散した場合

(退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするとき、その旨を書面等によって本法人に届け出なければならない。

(除名)

第 9 条 会員が、次の各号の一に該当するときは、代表理事の承認を得て除名することができる。

- (1) 本法人の名誉を汚し、又は信用を失うような行為のあったとき
- (2) 定款又は社員総会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) その他、社員総会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(特典)

第 10 条 会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 本法人が発行する定期刊行物の優先配布
- (2) 本法人が主催するイベント、セミナー等への優先参加
- (3) その他諸種の情報サービスの提供

(権利の喪失)

第 11 条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本法人の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は社員総会にて別に定める。

附則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日に施行し、本法人設立登記の日から適用する。

(別表) 会員の種類と会費

会員の種類	年会費
法人会員(本法人の趣旨に賛同する法人)	一口 20 万円
個人会員(本法人の趣旨に賛同する個人)	一口 5 千円